

令和 8 年第 8 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 8 年 8 月 3 1 日（月） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 （ 2 0 名）	委員	水 野 安 喜	遠 山 英 俊	
		渡 邊 俊 美	大 山 理 晴	
		勝 股 増 夫	奥 村 正 子	
		加 納 富 雄	日比野 弘 子	
		成 瀬 良 美	橋 本 美智子	
		中 村 美保子		
	農地利用 最適化推 進委員	岩 嶋 貞 夫	小 倉 清 弘	
		水 野 肇	有 賀 京 子	
		三 輪 徳 夫	有 我 俊 春	
		渡 邊 美 孝	宮 地 真美子	
		堀 部 睦 美		
欠席委員 （ 3 名）		安 田 清 和	小 栗 智 幸	
		安 藤 良 一		
事務局	事務局長	伊 東 範 明		
	局長補佐	青 山 哲 也		
	事務職員	青 柳 慧一郎		
付議事項				
議第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について			
議第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項 の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和8年第8回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員11名、推進委員9名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、日比野 弘子委員と渡邊 俊美委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

奥村委員、説明をお願いします。

奥村委員

去る8月24日、小倉 清弘委員、有我 俊春委員、青山局長補佐、青柳事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が2筆、畑が2筆で、合計面積4,412㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山

局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は1ページから4ページになります。

まずは2ページをご覧ください。

3条-15、3条-16

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業経営に努めるものです。

次に3ページをご覧ください。

3条-17

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業経営に努めるものです。

次に４ページをご覧ください。

３条－１８

（議案書の内容を説明）

譲受人が申請地を取得し、農業経営に努めるものです。

以上、議第１号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第１号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

（質問・意見無し）

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議第１号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

奥村委員、説明をお願いします。

奥村委員

農地法第４条の規定による許可申請につきましては１件であります。内容といたしましては、その他が１筆で、面積が１６２㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐

それでは、議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は５ページから７ページになります。

４条－２

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第二種住居地域に指定されている第３種農地で、本申請に伴う工事等は行われず、隣接地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第２号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議 長 では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第2号は申請のとおり申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定することに決定いたします。
次に、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
奥村委員、説明をお願いします。
- 奥村委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては8件であります。
内容といたしましては、田が2筆、畑が6筆、その他が5筆で、合計面積が2,691.83㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 青山
局長補佐 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案集は8ページから23ページになります。
まずは11ページ、12ページをご覧ください。
5条-36、5条-37
(議案書の内容を説明)
申請地は、日吉コミュニティーセンターから概ね300m以内に位置する第3種農地で、引き続き隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に13ページ、14ページをご覧ください。
5条-38
(議案書の内容を説明)
申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、引き続き隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に15ページから17ページをご覧ください。
5条-39、5条-40
(議案書の内容を説明)
申請地は、中山間地に存する農業公共投資の対象となっていない第2

種農地で、引き続き隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に 18 ページ、19 ページをご覧ください。

5 条－4 1

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で工業地域に指定されている第 3 種農地で、本申請に伴う追加の工事等を行われず、隣接地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に 20 ページ、21 ページをご覧ください。

5 条－4 2

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で工業地域に指定されている第 3 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に 22 ページ、23 ページをご覧ください。

5 条－4 3

(議案書の内容を説明)

申請地は、500m 以内に 2 以上の公共・公益的施設がある第 3 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第 3 号に係る説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第 3 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

渡邊俊美 5 条－3 6 から 5 条－4 0 までの一時転用に関連して、一時転用の期間は何年でもよいのですか。

青柳 一時転用に係る申請は最長で 3 年までとなっており、許可期間後は許可前の現状に復旧することが必要であるため、期間は限定されます。

議 長 そのほか、ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 議第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、申請のとおりに承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 3 号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

青柳
事務職員 それでは、議第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては 25 ページから 26 ページをご確認ください。

以上、議第 4 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第 4 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 4 号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員